

平成 24 年 7 月 27 日

民主党医療技術者政策推進議員連盟
会長 川内博史様

チーム医療に関わる臨床検査技師業務拡大に関する要望書

臨床検査は、医療・医学の発展に伴い、年々その重要性を増してきております。国民が安心して医療の提供を受けるには、その専門性を十分に発揮するとともに、医師、看護師等との業務の役割分担の見直しが重要であり、業務軽減のためにも臨床検査技師の業務拡大が必要です。

このような情勢をご推察のうえ、別紙の臨床検査技師検査項目におきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人
日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文

日本臨床検査技師連盟
委員長 小沼利光

〒143-0016
東京都大田区大森北4丁目10番7号
電話 03-3768-4722
FAX 03-3768-6722

チーム医療の推進－医療関係職間の役割分担－

チーム医療とは「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する」と言われています。

一方、近年の医療の高度化・複雑化に伴う業務の増大により、医療現場の疲弊が指摘され、加えて医療関係職に対しその専門性を十分に発揮していないとの指摘を受け、チーム医療とりわけ医療関係職間の役割分担の見直しが注目されています。

臨床検査技師業務においては、医療及び検査技術の高度化や臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応し、平成 17 年の法改正（法第 39 号）により生理学的検査の検査項目が厚生省令に定められたところではありますが、これのみでは十分と言えず、チーム医療の推進の観点からも、医師でなくても対応可能な業務について臨床検査技師の能力・技術を発揮する場として、これまでも国に要望してきた以下の 3 項目の業務の拡大（役割分担の見直し）を要望いたします。

1. 微生物学的検査の検体採取

喀痰や鼻腔内粘膜、口腔内粘膜などの表皮組織の微生物学的検査では検体の質、量などの採取しだいで、十分な検査結果が得られない場合がある。また、インフルエンザ等の流行期には検査の増加に効率よく対応するため、臨床検査技師による検体採取の声も高くなっている。

医療の現場においては、一部の検体採取行為は採血と同様、臨床検査技師の一連の業務として認識されており、効率よく行えば患者のみならず、医師、看護師の負担軽減（役割分担の推進）にもつながる。

2. 血圧測定

平成 17. 7. 26 医政局長通知「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保助看法第 31 条の解釈について」（医政発第 0726005）において、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等では、一定条件の下、「原則として医行為でないと考えられる…自動血圧測定器により血圧を測定すること」が可能となっている。

しかしながら、医療国家資格者である臨床検査技師に血圧測定は認められていない。

現在、臨床検査技師が行う各種検査において、患者の安全性の観点から血圧測定を必要とする検査があり、これら検査に付随する「自動血圧測定器により血圧を測定する」行為を、介護等の現場同様に一定の条件の下、臨床検査技師が行えるよう取り扱われたい。

3. 生理学的検査の項目追加

現在、臨床検査技師に認められている生理学的検査は、心電図検査、心音図検査など 16 検査である（臨床検査技師等に関する法律施行規則第 1 条）が、新たに嗅覚検査、電気味覚検査を加えられたい。